

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類の取扱い変更について

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

1. 認定事務の変更について

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。

2. 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

〈添付書類一覧〉

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。
 ※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
 ・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
 ※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。



10月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。
 ◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認
 <平成30年度合計:6病院>

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。
 平成30年10月:5病院 <平成30年度合計:14病院>

3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時産業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

5 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会 第1回

日時: 10月16日(火) 午後2時~午後6時
 場所: 登録会館
 テーマ: 第1部「医療機関における働き方改革」
 講師: 山中 広嗣氏(京都労働局 雇用環境・均等室室長補佐)
 テーマ: 第2部 3つの革新的変化
 「需要構造、供給体制、世代交代観」…経営者にも働き方改革の波?
 講師: 石井 孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)

医療勤務環境改善研修会 「働き方改革について」

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

日時: 12月13日(木) 午後2時~午後5時
 場所: メルパルク京都
 テーマ: ①「医師の働き方改革について」
 ②「働き方改革と経営戦略を両立させる」
 講師: ①福島 通子氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
 ②竹中 君夫氏(社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)
 参加費: 無料 定員: 120名

医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修会

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

日時: 11月13日(火) 午後2時~午後6時
 場所: 登録会館
 テーマ: 第1部 「医師の働き方改革検討会の方向性」
 第2部 もう一度考える「消費税、そして認定医療法人」
 …医療界が解決できない2つの悩みを考える
 講師: 第1部 馬場 武彦氏(馬場記念病院 理事長)
 第2部 石井 孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
 参加費: 無料 定員: 120名

第2回

第3回

各研修の 申込方法

京都私立病院協会ホームページ(<http://khop.or.jp>)の「研修会・講習会申込」からお申込ください。
 ※定員に達し次第、締め切りますのでお早目にお申込みください。

平成30年11月: 病院訪問(1病院)

～理事長・院長・事務長・看護部長等管理職対象～

平成30年度 「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」第1回

2018年6月に働き方改革関連法が成立し、医師への時間外労働上限規制の適用が2024年4月からとなります。既に2018年2月には厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」が医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組みを発表し、医療現場における働き方改革は喫緊の課題となっています。生産年齢人口が減少する中で労働力を確保し、地域医療を継続していくためには、医療現場の全職種にとって魅力ある、働きやすい勤務環境を改善・整備していかねばなりません。

また、2025年に向けての地域医療構想、地域包括ケアシステムの推進により、医療・介護提供体制が大きく変わろうとしており、医療機関はその変化に対応し得る組織づくりや勤務環境改善を考えていく必要があります。

これを踏まえ、京都府医療勤務環境改善支援センターでは、病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ管理職を対象に、働き方改革に関する最新情報や実務対応上のポイント解説に資する内容で、「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」を今年度全3回開催いたします。

第1回目として、平成30年10月16日(火)、登録会館にて山中 広嗣氏(京都労働局 雇用環境・均等室 室長補佐)を講師にお招きし、「医療機関における働き方改革」をテーマにご講演いただきました。講演では、2019年4月1日から順次施行される働き方改革関連法の「残業時間の上限規制」「年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ」についてご説明されました。



「残業時間の上限規制」

(施行日:2019年4月1日) ※中小企業は2020年4月1日

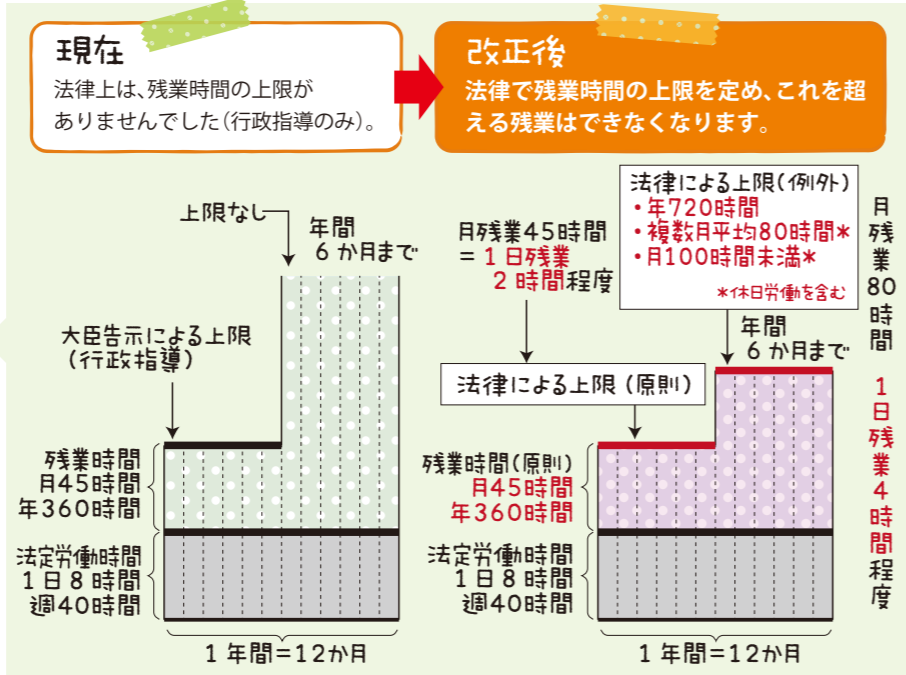
～36協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました!～

- 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)
 - 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)
 を超えることはできません。(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)
- また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

〈中小企業の定義〉

①資本金の額または出資金の総額		②常時使用する労働者数	
小売業	5,000万円以下	小売業	50人以下
サービス業	1億円以下	サービス業	100人以下
卸売業	3億円以下	卸売業	300人以下
その他		その他	

※個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することになります。



※「管理監督者」についても再チェックを

「管理監督者」は労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者をいい、労働基準法で定められた労働時間、休憩、休日の制限を受けません。「管理監督者」に当てはまるかどうかは、役職名ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判断します。

労働基準法上の「管理監督者」に該当しない場合には、労働基準法で定める労働時間等の規制を受け、時間外割増賃金や休日割増賃金の支払が必要となります。

～管理監督者を含めた労働者の労働時間について客観的な把握が義務付けられます。(施行日2019年4月1日)～

チェック1
労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務内容を有していること(経営者と一体的な立場)

チェック2
労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な責任と権限を有していること(自らの裁量で行使できる権限)

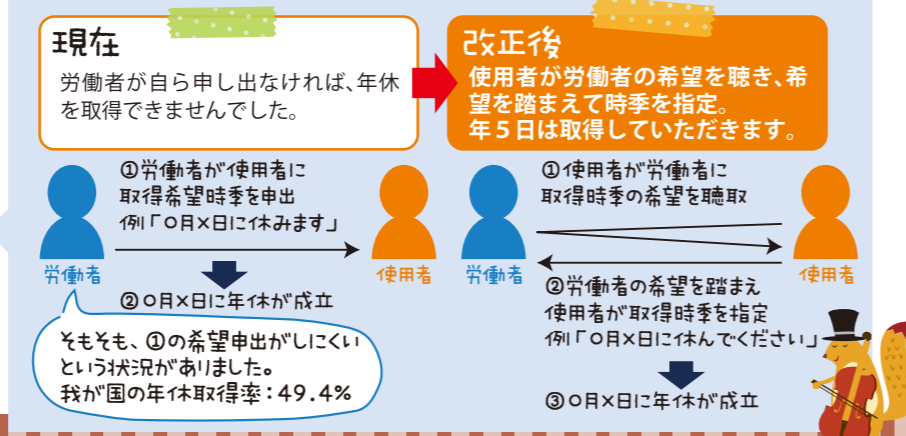
チェック3
現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないようなものであること
※労働時間について厳格な管理をされているような場合は、管理監督者とは言えません。

チェック4
賃金等について、その地位にふさわしい待遇がなされていること
※管理監督者は、その職務の重要性から、定期給与、賞与、その他の待遇において、一般労働者と比較して相応の待遇がなされていなければなりません。

「年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ」

(施行日:2019年4月1日)

年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。このため、今般、労働基準法が改正され、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。



「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～



京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

現在、下記の21病院が「いきいき働く基本認定医療機関」に認定されております。基本認定に必要な50項目が達成できましたら、センターに申請を頂き、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定を行います。まず最初に宣言書をセンターにご提出後、基本50項目が達成できましたら、センターまで申請をお願いいたします。

- | | | | | | | | | |
|---------------|------------|-----------|----------------|----------|--------------|------------|------------|-----------------|
| 1 京都南西病院 | 2 向日回生病院 | 3 蘇生会総合病院 | 4 脳神経リハビリ北大路病院 | 5 嵯峨野病院 | 6 いわくら病院 | 7 洛和会音羽病院 | 8 宇多野病院 | 9 京都リハビリテーション病院 |
| 10 京都九条病院 | 11 もみじヶ丘病院 | 12 綾部市立病院 | 13 田辺中央病院 | 14 なぎ辻病院 | 15 京都民医連中央病院 | 16 京都ルネス病院 | 17 京都博愛会病院 | 18 精華町国民健康保険病院 |
| 19 洛西ニュータウン病院 | 20 宮津武田病院 | 21 相馬病院 | | | | | | |
- いきいき働く認定医療機関 (認定:平成30年10月末現在)

「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

平成30年10月末現在、76病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (平成30年10月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|-----------------|----------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 20 京都久野病院 | 39 宇多野病院 | 58 蘇生会総合病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 40 洛和会丸太町病院 | 59 京都双岡病院 |
| 3 田辺中央病院 | 22 いわくら病院 | 41 洛和会音羽病院 | 60 なごみの里病院 |
| 4 田辺記念病院 | 23 相馬病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 61 富田病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 24 向日回生病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 62 綾部ルネス病院 |
| 6 京都九条病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 63 六地蔵総合病院 |
| 7 西京病院 | 26 綾部市立病院 | 45 身原病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 8 シミズ病院 | 27 稲荷山武田病院 | 46 洛西シミズ病院 | 65 金井病院 |
| 9 ほうゆう病院 | 28 京都博愛会病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 10 宮津武田病院 | 29 学研都市病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 67 五木田病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 49 武田病院 | 68 丹後中央病院 |
| 12 長岡病院 | 31 京都回生病院 | 50 伏見岡本病院 | 69 愛生会山科病院 |
| 13 京都南病院 | 32 木津屋橋武田病院 | 51 京都岡本記念病院 | 70 宇治病院 |
| 14 新京都南病院 | 33 嵯峨野病院 | 52 亀岡病院 | 71 京都桂病院 |
| 15 京都民医連中央病院 | 34 京都南西病院 | 53 高雄病院 | 72 西陣病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 54 なぎ辻病院 | 73 大島病院 |
| 17 三菱京都病院 | 36 北山武田病院 | 55 八幡中央病院 | 74 むかいじま病院 |
| 18 吉川病院 | 37 賀茂病院 | 56 市立福知山市民病院 | 75 市立鶴舞市民病院 |
| 19 宇治武田病院 | 38 京都きづ川病院 | 57 田辺病院 | 76 渡辺病院 |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間
場所

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分
COCON鳥丸8階(京都市下京区鳥丸通四条下ル水銀屋町620番地)

